

種類	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
対象年齢	50～69 歳	40～69 歳	40～69 歳	20～69 歳	40～69 歳
受診頻度	2 年に 1 回	毎年	毎年	2 年に 1 回	2 年に 1 回

●がん検診を受けるには？

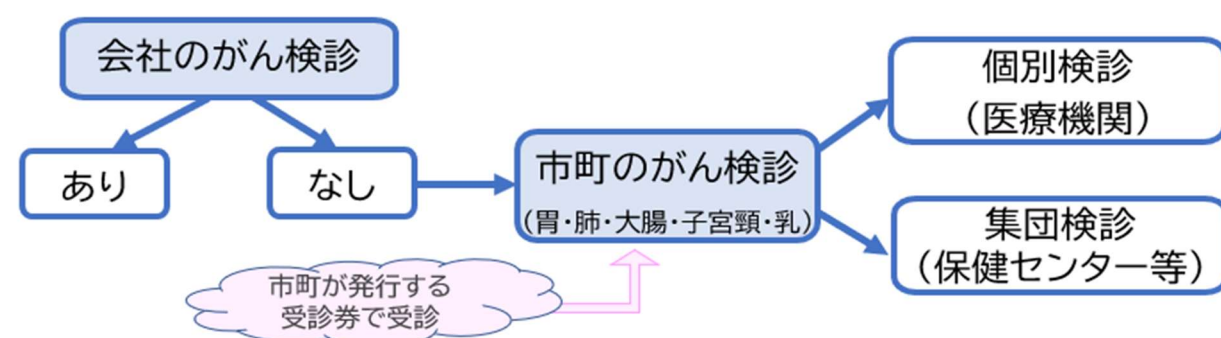
お勤めの方が職場で受けることができない場合は、医療機関等で受診することが可能です。

この際、市町が発行する受診券※が必要となります。

また、医療機関により実施できるがん検診の種類が違いますのでご注意ください。

※受診券には、有効期限があります。受診券で受診する場合、自己負担金（無料～1,000円）が必要です。

ただし、胃内視鏡検査については、自己負担金の上限が3,000円となる場合があります。



●各市町連絡先（受診券のお問い合わせ先）

福井市健康管理センター	鯖江市健康づくり課	美浜町健康福祉課
0776-28-1256	0778-52-1138	0770-32-6704
あわら市健康長寿課	越前市健康増進課	若狭町健康医療課
0776-73-8023	0778-24-2221	0770-62-2721
坂井市健康増進課	越前町健康保険課	小浜市健康管理センター
0776-87-0888	0778-34-8710	0770-52-2222
永平寺町保健センター	南越前町保健福祉課	おおい町すこやか健康課
0776-61-0111	0778-47-8007	0770-77-1155
勝山市健康体育課	池田町総合保健福祉センター	高浜町保健福祉課
0779-87-0888	0778-44-8000	0770-72-2493
大野市健康長寿課	敦賀市健康センター	
0779-65-7333	0770-25-5311	

●受診券をお持ちの方

個別検診（医療機関）または、各市町の集団検診（保健センター等）

でがん検診を受診できます。

個別検診の対象医療機関、集団検診の日程については「がんネットふくい」で検索！

「がんネットふくい」



職域がん検診受診体制整備奨励金

県内事業者でがん検診受診促進のため下記の実施を
新たに実施して、社員ががん検診を受診した場合

1 事業者あたり最大 24 万円を支給します！

○対象となる取組み

- ①がん検診を受診する際の特別休暇制度を設ける
- ②がん検診の受診時間を勤務扱いとする制度を設ける
- ③従業員ががん検診を受診する際の費用を一部負担する
- ④定期健康診断の項目にがん検診の検査項目を追加する

○支給額について

- ・奨励金の支給は、各事業者 1 年目 2 年目それぞれ 1 回限り。
- ・対象となる取組みを追加後、制度を利用して従業員ががん検診のいずれか 1 つ以上を受診した場合に、1 人あたり 1 年目は 5,000 円、2 年目は 3,000 円を補助する。
- ・1 事業者あたりの上限額は下記の通り。
 - 1 年目：150,000 円（30 名分）
 - 2 年目：90,000 円（30 名分）
- ・県の予算の範囲内での支給となるため、申込状況によっては満額支給とならない場合がある。

○申請・支給までの流れ

① 対象となる取組みを就業規則または社内規程に追加



② 支給申込書を提出（※1）

【提出書類】

☐ 支給申込書

☐ 就業規則または社内規程の写し



③ 従業員が制度を利用して下表に定めるがん検診のいずれかを受診（※2）

種類	検査項目
胃がん検診	胃内視鏡検査または胃部エックス線検査
大腸がん検診	便潜血検査
乳がん検診	乳房エックス線検査
子宮頸がん検診	子宮頸部の細胞診



④ 支給申請書、請求書を提出（※1）

【提出書類】

☐ 支給申請書

☐ 従業員ががん検診を受診したことが確認できる書類

☐ 県税に滞納がない旨の納税証明書または納税確認同意書

☐ 地方消費税の納税証明書

☐ 債権債務者登録申請書（※3）

提出締切：令和8年3月13日（金）



⑤ 審査 支給

※1 1年目と2年目それぞれ実施の年度内に申請が必要です。

（2年分まとめて申請は不可）

※2 就業規則または社内規定に取組みを追加した日以前に受診した場合は、奨励金支給の対象となりませんのでご注意ください。

※3 県に登録済の口座がない場合や登録済口座の変更が必要な場合

○奨励金の支給対象

以下のすべてに該当する事業者

①福井県内に本社または事業所を有していること。

②1人以上の従業員を雇用していること。

③就業規則または社内規程を整備していること。

④がん検診受診の推進として、別表1に掲げるいずれかの取組みを1つ以上実施し、就業規則または社内規程に記載すること。

⑤公序良俗に反する事業を行っていないこと。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員と密接な関係がないこと。

⑦県税の未納がないこと。

○支給制限

国、地方公共団体および特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人（その資本金の全部または大部分が国または地方公共団体からの出資による法人、またはその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている法人に限る。）に対しては、この奨励金は支給しないものとする。

具体例

独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合等

※ご不明でしたら保健予防課にお問い合わせください。

詳細はホームページをご覧ください

福井県がん奨励金



【申請先・問合せ先】福井県健康福祉部保健予防課がん対策グループ

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

TEL：0776-20-0349

メール：hoken-yobo@pref.fukui.lg.jp